

令和6年4月定例会

- 1 期 日 令和6年4月17日（水）
開会 午後2時00分
閉会 午後3時30分
- 2 会 場 第2委員会室（本庁舎6階）
- 3 出席者 皆川 征夫 教育長
久野 義春 教育長職務代理者
石川 宏貴 委員
根本 恵美子 委員
小林 修一 委員
- 4 出席職員 大塚 潤一 生涯学習部長
木間 幸司 生涯学習部次長（事）教育総務課長
中野 由博 生涯学習部副参事
菅井 洋子 生涯学習部副参事（事）学校教育課長
大橋 伸光 学校教育課学務保健室長
島 しのぶ 学校教育課指導室長（兼）指導主事

後野 真弥 文化・スポーツ課長（兼）学芸員

小笠原 友香 生涯学習推進課長

小松崎 佳之 青少年センター所長

斉藤 薫 図書館長

宮原 正樹 文化・スポーツ課主幹（事）スポーツ係長

三石 宏 郷土資料館長

5 議案事項

議案第1号 鎌ヶ谷市要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務取扱要綱
の一部を改正する告示の制定について

6 報告事項

報告第1号 令和6年5月の行事予定について

報告第2号 学校の近況報告について（指導）

報告第3号 学校の近況報告について（管理）

7 傍聴者

なし

教育長 本日の出席者は5名であります。
定足数に達しておりますので、ただいまから、鎌ヶ谷市教育委員会4月定例会を開会します。
本日の定例会の会議録署名委員については、石川委員を指名します。

教育長 本日の審議案件について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 本日の審議案件は、「議案事項1件」「報告事項3件」です。
よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

教育長 議案第1号の審議に入ります前に、報告第2号「学校の近況報告について（指導）」及び報告第3号「学校の近況報告について（管理）」は、個人に関する情報を含む事項であります。

よって、これらの案件につきましては、鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第13条の規定により「非公開」とすることについてお諮りします。

報告第2号及び報告第3号を「非公開」とすることにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし

教育長 ご異議がございませんので、報告第2号及び報告第3号を「非公開」といたします。

議案第1号「鎌ヶ谷市要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示の制定について」

学務保健室長 この改正については就学援助制度の支給費目として、新たに小中学校に入学された児童・生徒の保護者に対して支給する「新入学児童生徒学用品費等」を設けておりますが、国から支給単価の変更が示されたことに伴い改正するものです。

具体的な改正額については、小学生の「新入学児童生徒学用品費等」が54,060円から57,060円と、3,000円の増額となります。

す。

なお、例年、新入学児童生徒学用品費等については、国の支給単価の変更にあわせて要綱の一部改正を実施しておりますが、今後は支給額の欄に「国が定める要保護児童生徒援助費補助金の予算単価に応じた額」と改正することにしまして、要綱を改正しなくても、国の交付要綱の変更に伴い、支給額も変更することとしたいと考えております。

この改正により保護者に対しましては、より早く単価の改正のお知らせができるようになるとともに、事務の効率化も図れるものと考えております。

なお、今後は新入学児童生徒学用品費等の額の変更に伴う就学援助の要綱の一部改正を行わないことから、この教育委員会定例会の案件として付議することはありませんが、今後はその他の報告事項として報告させていただきたいと考えております。

教育長

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見ございますでしょうか。

久野委員

小中学校支給対象者のなかには、「国が定める要保護児童生徒援助費補助金の予算単価に応じた額」と書いてあります。要保護と準要保護の違いというのは法律で決まっているのですが、国の定めた補助金は「予算単価に準じた額」と理解してよろしいのでしょうか。

学務保健室長

今回改正されたのは、国の改正が行われたためですから、基本的に「要保護」の部分が変わっただけです。

久野委員

国の基準では、「要保護」側の児童生徒が変わったということですか。

学務保健室長

そのとおりです。

久野委員

つまり、国が定める要保護児童生徒就学援助の補助金は、予算単価に基づいた支給額ということですね。ということは「要保護であろうが、準要保護であろうが同額である」と解釈できるように思えるのですが、いかがでしょう。

学務保健室長 要保護でも準要保護でも援助の対象としております。

教 育 長 つまり、久野委員の「金額が同じか」という質問は、「要保護の場合と準要保護は金額が同じと考えていいのか」ということなんです。

要保護の場合は、補助金の金額は初めから支給額が決まっていますよね。しかし、準要保護については、初めから額が決まっているわけではないので、該当する条件に応じて支払っていくと、そういうことなんです。

久野委員 分かりました。

教 育 長 ほかにございませんでしょうか。

教 育 長 それでは、お諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんでしょうか。

各 委 員 異議なし

教 育 長 議案第1号「鎌ヶ谷市要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示の制定について」、ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教 育 長 以上で、議決事項を終了します。

----- ここから報告事項 -----

報告第1号「令和6年5月の行事予定について」

教育総務課長 (資料に基づき、説明を行いました)

教育長 以上、報告第1号について、ご質問ございますでしょうか。

各委員 特になし

《これより非公開》

報告第2号「学校の近況報告について（指導）」及び報告第3号「学校の近況報告について（管理）」について、報告がありました。

《ここまで非公開》

教育長 本日の定例会における議案事項、報告事項については、すべて終了いたしました。「鎌ヶ谷市教育委員会4月定例会」を終了いたします。

鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第32条の規定に基づき署名する。

令和6年7月19日

教育長 皆川 征夫

教育委員 石川 宏貴

作成者 木間 幸司